



生活再建支援給付金の誤支給について

と き 11月26日(木)発表

と ころ 練馬区役所(豊玉北6-12-1)

練馬区において、生活再建支援給付金4件の誤支給があったことが判明しました。

20日(金)に支給を行った受給者より「振込額が過少ではないか」との申し出を受けました。これを受け、同日に支給を行った120名を改めて精査したところ、さらに3名の支給額の誤りが判明しました(過少支給2名・超過支給2名)。

対象者には、経緯を説明しお詫びするとともに、過少支給の方には不足額の追加支給を、超過支給の方には返金依頼を行いました。

【生活再建支援給付金の概要】

練馬区独自の生活困窮者支援策として、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に、生活費の不足を補うために支給する給付金。

給付額は、家賃と住居確保給付金上限額の差額3か月相当分(上限10万円)

【誤支給の内容等】

(1) 過少支給 2件・ 追給が必要な額 100,000円

	正しい支給額	誤支給額	追給額
1	100,000円	18,000円	82,000円
2	39,000円	21,000円	18,000円

(2) 超過支給 2件・ 返還を求める額 70,000円

	正しい支給額	誤支給額	返還額
3	30,000円	33,000円	3,000円
4	33,000円	100,000円	67,000円

【原因】

支給手続き作業を行った職員が、エクセルデータの操作ミスにより、誤った金額の生活再建支給データを作成したことが原因です。

【点検】

11月20日以前に支給した624名について全件確認したところ、誤支給はありませんでした。

【再発防止策】

- ・振込データの確認作業を見直し、操作ミスの影響を受けない本人宛通知(紙資料)を基に読み上げ確認を行うことで、誤入力防止を徹底します。
- ・データ作成作業にかかるマニュアルを修正し、操作研修および事故防止研修を実施します。

【問合せ】

練馬区 生活福祉課管理係 電話03-5984-1532